

医療費の 自己負担額を助成しています

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することで、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成しています。



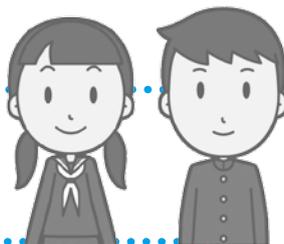
子ども 医療費助成	心身障害者・ 65歳以上心身障害者 医療費助成	一人親家庭等 医療費助成
<p>対象者</p> <p>出生してから、15歳到達後の最初の3月31日までの子ども(亀山市独自の制度として中学生まで医療費が無料)</p> 	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級～4級に該当する人(4級は亀山市独自の制度) ●療育手帳A1・A2・B1(最重度・重度・中度)に該当する人 ●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人(通院にかかる医療費のみ助成対象) 	<p>対象者</p> <p>一人親家庭等の母または父および児童</p> <p>※対象となる一人親家庭等とは、18歳到達後の最初の3月31日までの児童(中学生、高校生を含む)を養育している人および児童を言います。</p>
<p>所得制限</p> <p>保護者に対する所得制限は設けていません。</p>	<p>所得制限</p> <p>本人と保護者、配偶者に対する所得制限は設けていません。</p>	<p>所得制限</p> <p>対象者に所得制限があります。※対象者が家族の人などに扶養されている場合は、扶養している人も所得制限があります。</p>

9月1日から受給資格証が変わります

毎年9月1日が受給資格の更新日です。

受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を有する人には、8月下旬に新しい受給資格証(黄色)を送付します。

来年度(平成31年度)に中学校へ入学する子どもがいる世帯には、中学校卒業まで有効な**朱色**の受給資格証を送付します。



様式第2号

亀山市福祉医療費受給資格証

1. 心身障害者 2. 一人親家庭等
3. 子ども 4. 65歳以上心身障害者

受給資格証番号

住所

保護者等名 フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日 性別

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

発行機関名 亀山市長 三山 印市

交付年月日 年 月 日

受給資格証の色が
若草色から黄色に変わります。